

申請に対する処分

処分名	在外選挙人名簿の登録申請
根拠法令	公職選挙法第 30 条の 5
所管課	選挙管理委員会事務局

1 審査基準

申請を行うことができる人

- ア 日本国民
- イ 満 20 歳以上
- ウ 既に在外選挙人名簿に登録されていない。
- エ 管轄領事官の管轄区域内に 3 か月以上住所を有する。

申請の方法

- ア 本人又は申請者の同居家族等が管轄領事館へ出頭し登録申請をする。
その際 3 か月以上住所を有することを証する文書（在留届等）、旅券を提示する。

申請時に居住期間が 3 か月未満の場合は、住所を定めた日から登録申請日までの間引き続き住所を有していることを証明する書類を提示する。

家族が申請する場合は、上記の他に家族の旅券・申出書が必要（申請書・申出書とも登録申請者本人の署名が必要）

- イ 領事官は外務大臣を経由して、最終住所地選管へ登録申請書を送付する。（申請者の被登録資格に関する意見書を添付）

平成 6 年 5 月 1 日以降、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合は本籍地の選管に送付

申請時に居住が 3 か月未満の場合は、3 か月経過後に居住を確認後送付する。

ウ 市選管は，本籍地へ最終住所地を確認する。

エ 確認できたら，在外選挙人名簿に登録する。

オ 市選管は，管轄領事官経由で本人へ在外選挙人証を交付する。

許認可等の要件

以下をすべて満たす場合に交付する。

ア 日本国民

イ 満20歳以上

ウ 既に在外選挙人名簿に登録されていない。

エ 管轄領事官の区域内に3か月以上住所を有する。

2 標準処理時間

1か月間